

下水道使用料を 4月分より値上げします



今年4月の使用分(5月請求分)から下水道料金が値上がりします。

今回の改定は、平成4年4月1日の供用開始以来初めてのものです。今後も下水道事業の効率的な運営を図りながら、下水道の普及率向上と経営改善に努めていきますので、みなさんのご理解とご協力を願います。

お問い合わせは

下水道課 ☎ 49-3111 (内線356)

どうして料金改定なの?

今回の改定は、
①汚水を処理する県北部流域下水道事務所の処理料金が平成十一年四月一日から引き上げ(九十円/m³→九十五円/m³)になったこと。
②新しく汚泥焼却処理施設ができて、その負担金が増えたこと。
の二つが大きな理由となっております。

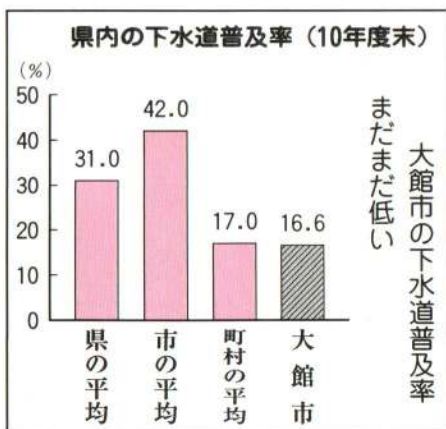
そのため、汚水の処理経費が前年度に比べ、大幅に増える見込みとなり、これまでの下水道使用料では不足額が増大することが予想されます。不足分は私たちの税金で賄われますので、このままでは市のような施策にも影響を与えることとなります。ただ、汚水処理にかかる費用の全額を使用料で賄おうとしますと、公営企業の基本原則である独立採算制は保てませんが、使用者の負担がかなり高額になってしまいます。このような状況から汚水の処理経費の約二〇%を下水道使用料で賄うことを目標に、料金を改定させていただくことになりました。

さらに普及率を高めます

市の公共下水道事業は、昭和六十二年度に工事にとりかかり、平成四年四月一日に一部の供用を開始しました。平成十年度末現在で、供用開始済み面積三百四十四ha、下水道普及率(大館市の人口に占める下水道を使うことができる人口の割合)は一六・六%となっております。

市では、今年度の下水道事業に約十八億円の予算を計上し整備を進めています。当面は、平成十四年に普及率が二四%になるよう目指しています。

下水道は、トイレの水洗化といった快適で衛生的な生活環境づくりだけでなく、生活雑排水をきれいに処理することで水環境を守る重要な役割を担っています。下水道の普及にご協力お願いします。



新しい料金表

汚水の種別	基本使用料 (10m ³ まで)	従量使用料 (1m ³ につき)			
		10m ³ を超え 20m ³ まで	20m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超える分
一般汚水	1,400円 (1,200円)	150円 (130円)	160円 (140円)	190円 (160円)	210円 (180円)
公衆浴場汚水	1,400円 (1,200円)	95円 (90円)			

※汚水量に応じて上記料金表により計算した額に、消費税及び地方消費税を加算した額が1カ月の料金です。

下水道料金の計算方法

〔計算例〕 1カ月に24m³使用した場合

- 10m³までの基本使用料
1,400円
 - 11m³から20m³まで
150円×10m³=1,500円
 - 21m³から24m³まで
160円×4m³=640円
- 〔基本使用料〕 〔従量使用料〕
(1,400円+2,140円)×1.05
=3,717円